#### 広島県告示第978号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和6年10月28日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市大野 337 番地 4 チチヤス株式会社 代表取締役社長 久保 貴義
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市大野 338 番地 1 他 46 筆 チチヤス株式会社

#### 2 申請の内容

2-イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設 9 基、2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設11基の使用の方法を変更する。また、汚水等処理施設 1 基における汚水等の汚染状態を変更するとともに、排水口 1 基の排出水の汚染状態を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)変更

										変更前	変更後						
	種							为		2-イ 畜産食料品製造業の用に供する原料処理施設9基 ((3)殺菌施設(HX-2)、(4)殺菌施設(KHX-CRH)、(5)殺菌施設(HMB-1) (6)殺菌施設(HMB-2)、(7)殺菌施設(JHX)、(8)殺菌施設(RHX-4)、 (9)殺菌施設(RHX-5)、(10)殺菌施設(RHX-6)、(18)殺菌施設(STP-C4H2)							
工	工	事	着	手	予	定	年	月	目	_	許可後直ちに						
期	工	事	完	成	予	定	年	月	日	日 一 許可後直ちに							

等	使月	用開始予定年	月 日	_	_	許可後直ちに			
	項		目	通常	最 大	通常	最大		
使用の方法	排出される汚水 態	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	_		215	270		

# (その2)変更

	_										変見	更前	変	更後		
種類								類	į		2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設 同型4基 ((11~14)容器洗浄機(RBS-1~4))					
工							年	月	目		_	_	許可後	直ちに		
期	エ	事	完	成	予	定	年	月	目		_	_	許可後	直ちに		
等	使	用	開	始	予	定	年	月	田		-	_	許可後直ちに			
	項目				通	常	最 大	通常	最 大							
使用の方法	排等 用出っ され。生物化学的酸素要求量				(単 mg/		_	_	_	15	20					

# (その3)変更

	変更前	変更後
種類	2-ロ 畜産食料品製造業 ((15)ケースウォッシャー(K-2)、	の用に供する洗浄施設 2 基 (16) ケースウォッシャー(K-3))

	工	事 着 手	≦ 予	定	年	月	日		_	_		許可後直ちに			
期	工	事 完 成	<b></b>	定	年	月	日		_	_		許可後直ちに			
等	使月	用 開 妨	台 予	定	年	月	日		_	_		許可後直ちに			
	項						目	通	常	最	大	通常		最大	
使用の方法	排出される汚水等 の 状 態	生物化学	生物化学的酸素要求量 (単位: mg/L)					_	_	-	_	215		270	

# (その4)変更

											変	更前			変更後		
種類類								類	į	( (	2-ロ 畜産食料品製造業の用に供する洗浄施設5基 ((19)定置自動洗浄設備、(20)定置自動洗浄設備、(21)定置自動洗浄設備、 (22)定置自動洗浄設備、(23)定置自動洗浄設備)						
工	工	事	着	手	予	定	年	月	日		-	_			許可後	直ちに	
期	エ	事	完	成	予	定	年	月	日		_	_			許可後	直ちに	
等	使	用	開	始	予	定	年	月	日		_	_		許可後直ちに			
	項							E	∄	通	常	最	大	通	常	最 大	
使用の方法	排出される汚水等 の 状 態	等 等 は の					通 第			34	0	435					

### (2) 汚水等の処理の方法

#### (その1)変更

						変	更前			変見	更後		
	種			類		汚水処理施設							
工	エ	事着手	予 定 年	月日		-	_			許可後	直ちに		
期	工	事完成	予 定 年	月日		-	_			着手後	180 日		
等	使	用開始	予 定 年	月日		-	_		完成後直ちに				
		項	ा		処理前		処理	里後	処理	里前	処理	里後	
使	処 汚 理 水	供		目	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
用の方法	が 前処理後の 発光状況	生物化学的酸素要求量 (単 mg/		(単位: mg/L)	_	_	l	_	305	381	25	40	

#### (3) 排出水の汚染状態

(その1)変更

排水口名	項	Ħ	変見	<b>E前</b>	変更後		
1977日名	<b>坦</b>	Ħ	通常	最 大	通常	最 大	
No. 1 排水口	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)			25	40	

- 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所
- (1) 縦覧期間

令和6年10月28日(月)から令和6年11月18日(月)まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市ゼロカーボン推進課